

市民意見提出制度について

市民意見提出制度とは…

市で基本的な政策等を確定する前に、案及び関係資料をあらかじめ公表し、市民の意見の提出先及び意見の提出期間を定めて、広く市民の意見を求める制度です。

市民参画と協働のまちづくりを進めるにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定により、市の基本的な政策等の策定に際し、市民参画を推進する手段の一つとして、「市民意見提出制度に関する指針」を策定し、市民意見提出制度を行っています。

市民意見提出制度の流れ

政策等の案の策定

- 総合計画基本構想及び基本的な計画の策定又は重要な変更
- 条例の制定及び改廃(次に掲げる事項を決定し、又は変更するものに限る。)
 - (1) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事項
 - (2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する事項
- 市が市民生活又は事業活動への影響を勘案し、市民意見提出制度を実施することが適当であると認める制度の創設、計画の策定又はこれらの改廃

政策等の案の公表

- 【公表の資料】
政策等の案又はその案の内容を明確に示すもののほか、案の目的や背景などの関連資料を公表します。
- 【公表の方法】
市のホームページへの掲載、情報公開室や出張所での閲覧、必要に応じてその他の市の施設での閲覧などの他、案件ごとにその案件に応じた閲覧場所を定めます。

意見の募集

- 【提出期間】
政策等の案を公表した日から1ヵ月を目安にそれぞれの案件毎に期間が設定されます。
- 【提出方法】
政策等を担当する所属あてに、次の方法で提出します。
 - ・指定する場所への提出(担当課の窓口など)
 - ・郵便又は信書便
 - ・ファクシミリ
 - ・電子メールなど※提出の際には、氏名、住所(法人の場合は、代表者、名称、所在地などを記載しますが、提出者の氏名などの公表はしません。

政策等の案の決定 結果の公表

- 【案の決定】
寄せられたご意見を考慮して、政策等の案を決定します。
- 【公表内容】
寄せられたご意見の概要、それに対する市の考え方とその理由、政策の案を修正した場合は、その内容を市のホームページへ掲載し、公表します。

議会提案・議決 (条例など議会にかかる 案件の場合)

政策等の実施

市民意見提出制度の実施状況は1年ごとにとりまとめ、市のホームページにて公表します。